

事務連絡
令和3年6月8日

一般社団法人大宮地区労働基準協会
担当者様



埼玉労働局労働基準部監督課長

令和3年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する周知依頼について

日頃より労働基準行政の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年6月は政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけており、厚生労働省といたしましても、外国人労働者問題に関し、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、別添の「令和3年度外国人労働者問題啓発月間実施要領」に従って、全国的に啓発運動を展開していくこととしております。

つきましては、関係する資料（1～9）を送付させていただきますので、広報誌やホームページへの掲載等により、会員企業に対し、本月間の実施及び労働基準関係法令の適用や外国人雇用管理指針について周知していただき、外国人労働者問題に対する理解を深めていただきたくお願い申し上げます。

担当：埼玉労働局労働基準部監督課

藤澤

Tel：048-600-6204

Fax：048-600-6224

報道発表資料 ～6月は「外国人労働者問題啓発月間」です～

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18664.html



※資料の電子データが掲載されています。